定　　款

栃木県小山市大字出井１９３６

社 会 福 祉 法 人　　洗 心 会

社会福祉法人　洗心会　定款

第一章　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

(イ)　障害者支援施設の経営

(ロ)　養護老人ホームの経営

(ハ)　特別養護老人ホームの経営

（２）　第二種社会福祉事業

(イ)　保育所の経営

(ロ)　地域子育て支援拠点事業の経営

(ハ)　一時預かり事業の経営

(二)　放課後児童健全育成事業の経営

(ホ)　病児保育事業の経営

(ヘ)　障害福祉サービス事業の経営

(ト)　相談支援事業の経営

(チ)　移動支援事業の経営

(リ)　老人デイサービスセンターの経営

(ヌ)　老人居宅介護等事業の経営

(ル)　老人福祉センターの受託経営

(ヲ)　小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ワ)　老人短期入所事業の経営

(カ)　認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人洗心会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、

効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を栃木県小山市大字出井１９３６番地に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の資格）

第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員に対して、各年度の総額が８０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び基本財産の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算
（１０）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（１１）公益事業に関する重要な事項
（１２）解散
（１３）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議長及び議事録署名人２名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）
第１６条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　　６名以上９名以内
（２）監事　　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、３名を常務理事とすることができる。
４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２１条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２２条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２３条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第２４条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）
第２５条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２６条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第２７条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第２８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第２９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）
第３０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
２　基本財産は、次の別紙に掲げる財産をもって構成する。
３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第３８条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３１条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、栃木県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
（３）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）
第３２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）
第３３条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第３５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３６条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第３７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）
第３８条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）居宅介護支援事業
（２）介護保険法に基づく介護予防支援又は第１号介護予防支援事業の受託
（３）介護保険法に基づく第１号通所事業の経営
（４）介護保険法に基づく第１号訪問事業の経営
（５）日中一時支援事業

（６）小山市屋内子どもの運動遊び場設置運営事業

２　前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章　解散

（解散）

第３９条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４０条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）

第４１条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県知事に届け出なければならない。

第十章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４２条　この法人の公告は、社会福祉法人洗心会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４３条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

別紙

社会福祉法人　洗心会　基本財産一覧表

１　金１，０００，０００円

２　栃木県小山市大字出井字臼打１９３６番地４、同番地２、同番地３、同番地５、同番地６所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
サンフラワー療護園園舎　１棟　（１，６５０．７０㎡）

３　栃木県小山市大字出井字臼打１９３４番地２、同番地１、同番地３、同番地４所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
サンフラワー療護園北ウイング園舎　１棟　（２，４２２．１４㎡）

４　栃木県小山市大字雨ケ谷字弁天前４１２番、４１８番地１地所在の
鉄骨造アルミニューム板葺平家建
こばと保育園園舎　１棟　（１，３７４．００㎡）

５　栃木県小山市大字出井字臼打１９３８番地所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
サンフラワーガーデン園舎　１棟　（２，０７２．２３㎡）

６　栃木県小山市大字出井字臼打１９３３番地１、同番地２所在の
木造かわらぶき平家建
サンフラワーケアセンター園舎　１棟　（３０４．７４㎡）

７　栃木県小山市大字出井字臼打１９３５番地１所在の
木造かわらぶき平家建
法人本部事務所　１棟　（２０９．５０㎡）

８　栃木県小山市大字出井字臼打１９３１番地１、同番地２、同番地３、同番地４所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
こばとキッズ園舎　１棟　（１，１７３．５２㎡）

９　栃木県小山市大字出井字臼打１９３９番地、１９４０番地２所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建
サンフラワーグリーンホーム園舎　１棟　（１，５７９．２５㎡）

１０　栃木県小山市大字出井字臼打１９３２番地３、同番地２所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
サンフラワーワークセンター園舎　１棟　（１３４．００㎡）

１１　栃木県小山市大字雨ケ谷字弁天前４１０番地、４１１番地所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
ドルフィン学童クラブ園舎　１棟　（１５９．４０㎡）

１２　栃木県小山市大字間々田字学校９２４番地１所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建
間々田保育園園舎　１棟　（１，２２３．６０㎡）

１３　栃木県小山市大字出井字臼打１９３３番地１、同番地２所在の
木造かわらぶき平家建
サンフラワーグループホーム園舎　１棟　（２９７．４５㎡）
１４　栃木県小山市犬塚七丁目２０番地３、同番地１１所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
サンフラワーワークセンター・すずらん園舎　１棟　（７８６．３９㎡）
１５　栃木県小山市大字出井字臼打１９３１番地５所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
青い鳥園舎　１棟　（１８６．９６㎡）
１６　栃木県小山市大字雨ヶ谷字弁天前４０９番地、４１０番地所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
ドルフィン２園舎　１棟　（２６０．１０㎡）
１７　栃木県小山市大字出井字臼打２１５１番地１２、２１５１番地１１、２１５１番地１３所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
ひまわり園舎　１棟　（２７２．３２㎡）
１８　栃木県小山市若木町一丁目１３６１番地２所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建
若木保育園園舎　１棟　（１，６１６．１４㎡）
１９　栃木県小山市大字出井字臼打２１５１番地２４、２１５１番地１９、２１５１番地２０所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
あじさい園舎　１棟　（２９８．９４㎡）
２０　栃木県下野市笹原字海道向１０８番地８、１０８番地９所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき３階建
デイサービスセンターかえで園舎　１棟　（２，５５８．３４㎡）
２１　栃木県小山市大字間々田字三丁目１１８１番地１所在の木造ルーフィングぶき平家建
オリーブ園舎　１棟　（１７５．２３㎡）
２２　栃木県小山市城東四丁目４９２番地１、４９２番地６所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
ルピナス園舎　１棟　（１３８４．２０㎡）
２３　サンフラワー療護園敷地
(1)　栃木県小山市大字出井字臼打１９３６番１　（１，１２３．００㎡）
(2)　同　　所　　１９３６番２　（１，０１１．５７㎡）
(3)　同　　所　　１９３６番３　（１，００８．２６㎡）
(4)　同　　所　　１９３６番４　（１，００１．６５㎡）
(5)　同　　所　　１９３６番５　（１，０１４．８７㎡）
(6)　同　　所　　１９３６番６　（　　９８５．１２㎡）

（7） 同　　所　　１９４４番291（　３３２．３５㎡）
（8） 同　　所　　１９３４番１（　９７８．５１㎡）
（9） 同　　所　　１９３４番２（　９８１．８１㎡）
(10) 同　　所　　１９３４番３（　９８８．４２㎡）
(11) 同　　所　　１９３４番４（　９６１．９８㎡）
(12) 同　　所　　１９３４番５（１，０３１．４０㎡）

２４　サンフラワーガーデン敷地
（1） 栃木県小山市大字出井字臼打１９３８番　（５，６９５．００㎡）

２５　サンフラワーケアセンター敷地
（1） 栃木県小山市大字出井字臼打１９３３番１（　４６７．５０㎡）
（2） 同　　所　　１９３３番２（　４５６．００㎡）
（3） 同　　所　　１９３３番３（　５００．５０㎡）

２６　サンフラワーグループホーム敷地
（1） 栃木県小山市大字出井字臼打１９３３番１（　４６７．５０㎡）
（2） 同　　所　　１９３３番２（　４５６．００㎡）
（3） 同　　所　　１９３３番３（　５００．５０㎡）

２７　こばと保育園敷地
（1） 栃木県小山市大字雨ケ谷字弁天前４１１番（１，０６７．００㎡）
（2） 同　　所　　４１２番（５，２２３．００㎡）
（3） 同　　所　　４１８番１（　７３５．２６㎡）

２８　ドルフィン学童クラブ・ドルフィン２敷地
（1） 栃木県小山市大字雨ケ谷字弁天前４１０番（１，００４．００㎡）
（2） 同　　所　　４０９番（１，０１８．００㎡）

２９　こばとキッズ敷地
（1） 栃木県小山市大字出井字臼打１９３１番１（　９７１．００㎡）
（2） 同　　所　　１９３１番２（　９９１．００㎡）
（3） 同　　所　　１９３１番３（　９８８．００㎡）
（4） 同　　所　　１９３１番４（　９８５．００㎡）
（5） 同　　所　　１９３１番５（　９９５．００㎡）

３０　サンフラワーグリーンホーム敷地
（1） 栃木県小山市大字出井字臼打１９３９番（１，２３３．００㎡）
（2） 同　　所　　１９４０番１（　　０．３８㎡）
（3） 同　　所　　１９４０番２（１，１７９．６１㎡）

３１　サンフラワーワークセンター敷地
（1） 栃木県小山市大字出井字臼打１９３２番１（　９５２．００㎡）
（2） 同　　所　　１９３２番２（　９２５．００㎡）
（3） 同　　所　　１９３２番３（　９３５．００㎡）

３２　サンフラワーワークセンター・すずらん敷地

（１）　栃木県小山市犬塚七丁目２０番２　（　２５４．８７㎡）

（２）　同　所　２０番３　（２，５２１．８３㎡）

（３）　同　所　２０番１１　（　４７９．６６㎡）

（４）　同　所　２０番１２　（　２８６．１７㎡）

３３　法人本部敷地

（１）　栃木県小山市大字出井字臼打１９３５番９　（　５２３．００㎡）

３４　ひまわり敷地

（１）　栃木県小山市大字出井字臼打２１５１番１１（　２１７．８４㎡）

（２）　同　所　２１５１番１２（　２１７．８５㎡）

（３）　同　所　２１５１番１３（　２０１．７０㎡）

３５　若木保育園敷地

（１）　栃木県小山市若木町一丁目１３６１番２　（２，５０５．４７㎡）

３６　あじさい敷地

（１）　栃木県小山市大字出井字臼打２１５１番１９（　２１０．１２㎡）

（２）　同　所　２１５１番２０（　２１０．１２㎡）

（３）　同　所　２１５１番２４（　２１０．１２㎡）

３７　デイサービスセンターかえで敷地

（１）　栃木県下野市笹原字海道向１０８番２８　（　３４３．７７㎡）

（２）　同　所　１０８番８　（　８５８．２４㎡）

（３）　同　所　１０８番９　（１，１８５．０２㎡）

３８　オリーブ敷地

（１）　栃木県小山市大字間々田字三丁目１１８１番１

（１，０３８．４６㎡）

３９　ルピナス敷地

（１）　栃木県小山市城東四丁目４９２番１　（１，３１５．００㎡）

（２）　同　所　４９２番６　（　３２７．００㎡）

建築確認通知書及び検査済証と不動産登記簿謄本との面積の差異の理由

（１）サンフラワー療護園北ウイング園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認通知書及び検査済証においては、延べ面積が３階エレベーター機械室３８．０８㎡を含め２，４２２．１４㎡となっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、３階エレベーター機械室３８．０８㎡について「生活の場」としてとらえられない部分であり、登記簿上、登記よりはずされたため延べ面積が２，３８４．０６㎡となっています。

（２）間々田保育園園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請書及び検査済証においては、１階床面積が開放廊下部分４５．４５㎡を含め６９１．３１㎡、２階床面積がデッキバルコニーの一部を含め５３２．２９㎡となっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、１階開放廊下及び２階デッキバルコニーは外部として扱われるため登記上は差し引かれ、１階が６４５．８９㎡、２階が４３８．８９㎡となります。また、１階床面積の小数点以下２位の差異については、建築確認申請では小数点以下３位を切り捨てるために生じたものであります。

（３）青い鳥園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請及び検査済証においては、床面積が開放テラス部分２３．２０㎡を含め１８６．９６㎡となっております。

また、不動産登記簿謄本においては、開放テラスは外部として扱われるため登記上は差し引かれ１６３．７５㎡となります。

なお、床面積の小数点以下２位の差異については、建築確認申請では少数点以下３位を切り捨てるために生じたものであります。

（４）ドルフィン２園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請及び検査済証においては、床面積が開放テラス部分４０．０４㎡を含め２６０．１０㎡となっております。
また、不動産登記簿謄本においては、開放テラスは外部として扱われるため登記上は差し引かれ２２０．０６㎡となります。

（５）ひまわり園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請書及び検査済証においては、開放テラスの一部（１．８６㎡）を含め２７２．３２㎡となっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、開放テラスは外部として扱われるため登記上は差し引かれ、２７０．４６㎡となります。

（６）若木保育園園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請書及び検査済証においては、１階床面積が開放廊下部分８６．８０㎡含め９１５．４５㎡、２階床面積がデッキバルコニー部分９２．８０㎡を含め７００．６９㎡となっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、１階開放廊下及び２階デッキバルコニーは外部として扱われるため登記上は差し引かれ、１階が８２８．６５㎡、２階が６０７．８９㎡となります。

（７）あじさい園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請書及び検査済証においては、玄関ポーチの一部（３．７２㎡）を含め２９８．９４㎡となっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、玄関ポーチは外部として扱われるため登記上は差し引かれ、２９５．２１㎡となります。
なお、床面積の小数点以下２位の差異については、建築確認申請では小数

点以下３位を切り捨てるために生じたものであります。

（８）サンフラワーワークセンター・すずらん園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請書及び検査済証においては、求積時に風除室の一部重複（０．１１㎡）が生じていたため、７８６．３９㎡となっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、風除室の一部重複がないため、７８６．３２㎡となります。また、扇形部分の求積おいて、建築確認申請書及び検査済証では円周率「３．１４」を用いているのに対して、不動産登記では円周率「π」を用いていることにより０．０４㎡の差異が生じたものであります。

（９）オリーブ園舎の基本財産一覧表と不動産登記簿謄本における面積の差異について

建築確認申請書及び検査済証においては、外部デッキの一部（２．３７㎡）を含め１７５．２３㎡になっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、外部デッキは外部として扱われるため登記上は差し引かれ、１７２．８６㎡となります。

（１０）ルピナス園舎の建築確認通知書及び検査済証と不動産登記簿謄本との面積の差異の理由について

建築確認申請書及び検査済証においては、１階床面積が玄関ポーチ（８．４０㎡）を含め７３４．５５㎡、２階床面積が６４９．６５㎡になっております。ただし、不動産登記簿謄本においては、玄関ポーチは外部として扱われるため登記上は差し引かれ、１階が７２６．１５㎡、２階が６４９．６５㎡となります。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　大　木　　誠

理　事　　中　島　清　己

理　事　　中　島　　繁

理　事　　相　田　　肇

理　事　　高　谷　義　彰

理　事　　林　　テ　ル

理　事　　長　瀬　功　子

監　事　　小　峰　重　雄

監　事　　大　山　政　一

附　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。
この定款は、平成３０年４月１日から施行する。
この定款は、平成３０年７月１日から施行する。
この定款は、平成３１年４月１日から施行する。
この定款は、令和　２年４月１日から施行する。
この定款は、令和　３年４月１日から施行する。
この定款は、令和　３年６月１日から施行する。
この定款は、令和　４年４月１日から施行する。
この定款は、令和　６年４月９日（栃木県知事認可日）から施行する。
この定款は、令和　６年７月１０日（栃木県知事認可日）から施行する。
この定款は、令和　７年７月７日（栃木県知事認可日）から施行する。
この定款は、令和　８年１０月１３日（栃木県知事認可日）から施行する。